

# 資料編

---

## 1 小山文化芸術振興条例

# 1 小山文化芸術振興条例

## 前文

私たちのふるさと小山市は、「水と緑と大地」の素晴らしい自然に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により連綿と歴史を刻み、新幹線も停車し、鉄道、国道ともに結節する東京からわずか60km圏内の交通の要衝である立地条件にも支えられ、農・工・商業の調和のとれたまちとして、めざましい発展をしてきた。

21世紀を迎え、時代は大きな転換期にある。経済が豊かになり、ものに幸せを求めてきた時代から、心の大切さの実感、心豊かな生活の実現が強く求められる時代へと変化してきている。

文化芸術は、人々に楽しさや感動を与え、やすらぎや生きる喜びをもたらす。それは、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性をかん養する上で重要なものである。また、すべての人が、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものでもある。

ふるさとの豊かな自然や昔から親しまれている祭りや芸能などの地域に根ざした伝統文化は、ふるさとへの誇りや愛着を深め、日々の暮らしの共通のよりどころである。先人たちからの歴史や伝統を保存し、継承し、新たな文化芸術を創造することは、私たちの責務であるとともに、次なる時代の基盤となる。

私たちは、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」を自らの手で創造するため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民等の役割を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

### (市の役割)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策の

体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市の文化芸術振興施策への積極的な参加及び協力と市民の文化芸術活動支援に努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ第11条に規定する小山市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術活動の充実)

第7条 市は、広く市民が多様な優れた文化芸術に触れ、これを創造し、又はこれらの活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間団体等の自主的な文化芸術活動を促進するため、文化施設を有効に活用する等、活動の場や機会の確保並びに必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(文化財等の保存等)

第8条 市は、将来にわたり文化財その他の伝統文化、芸術を保存し、継承し、発展させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の支援活動等の活性化)

第9条 市民及び民間団体等が行う文化芸術活動の支援及び当該支援活動の活性化を図るため、市は、個人又は団体等からの寄附受入れを容易にする基金を設置する等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第10条 市長は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

(文化芸術振興審議会)

第11条 市における文化芸術の振興を図るため、小山市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ基本方針、その他文化芸術の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について、市長に意見を述べるものとする。

4 前2項に規定するもののほか審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 第2次小山市文化芸術振興ビジョン

発行 平成 29 年 3 月

編集 小山市 総合政策部 文化振興課

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1

TEL 0285-22-9662

FAX 0285-22-9560

URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

